

イナートガス配管に対する気密試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

イナートガス配管に対する気密試験に関する事項

改正理由

イナートガス配管に対する船内配管後の気密試験の実施について、油タンカーに対しては鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.4-3.(4)において明確に規定されている。一方、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対しては規則上明確に規定されていないことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船のイナートガス配管に対し、船内配管後に気密試験を実施する旨を規定した。